

○志摩市マガキ稚貝等購入補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、マガキ養殖業者の経営の安定と事業継続意欲の向上を図るため、志摩市マガキ稚貝等購入補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、志摩市補助金等交付規則(平成16年志摩市規則第60号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者(以下「交付対象者」という。)は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 漁業を営む個人又は法人であること。
- (2) 鳥羽磯部漁業協同組合又は三重外湾漁業協同組合(以下「漁協」という。)の組合員であること。
- (3) 市内に住所又は事業所を有していること。
- (4) 市税又は法人税に滞納がないこと。ただし、徴収猶予の適応を受けている場合を除く。
- (5) 暴力団員等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。)でないこと及び暴力団員等と密接な関係を有しないこと。

(補助対象事業)

第3条 補助の対象となる事業は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内の第1種区画漁業権(貝類養殖業。ただし、カキ類禁止の条件のついた区画漁業権を除く。)の存在する水面で営むマガキ養殖であること。
- (2) 1交付対象者において、マガキのホタテガイ殻付着種苗を40連以上、

又はマガキ養殖用コレクターに用いるホタテガイ殻(以下「マガキ用ホタテガイ殻」という。)又はシングルシード種苗を購入していること。

- (3) 交付対象者が当該補助対象事業実施年度の4月1日から12月31日までの間に購入していること。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ該当各号に定める額とする。

- (1) 二倍体マガキ種苗(染色体数が2本のマガキ種苗をいう。以下同じ。)のみを購入する場合 別表第1のとおり
- (2) 三倍体マガキ種苗(染色体数が3本のマガキ種苗をいう。以下同じ。)等を購入する場合 別表第2のとおり

別表第1(第4条関係)

品目	単位	補助率	備考	1 交付対象者当 たりの上限
マガキ用ホタテ ガイ殻付着種苗 (コレクター)	1 連	2 分の 1 以内 (1,000 円／連を 上限)	最大 100 連ま で	合計 100,000 円
マガキ用ホタテ ガイ殻(コレクタ ー)	1 連	2 分の 1 以内	合わせて最大 7,200 枚まで	
マガキ用ホタテ ガイ殻(バラ)	1 枚			

別表第2(第4条関係)

品目	単位	補助率	備考	1 交付対象者当たりの上限
マガキ用ホタテガイ殻付着種苗(コレクター)	1 連	2 分の 1 以内 (5,000 円／連を上限)	最大 100 連 (ただし、3 倍体マガキ種苗については最	合計 200,000 円

			大 50 連まで)
マガキ用ホタテ ガイ殻(コレクター)	1 連	2 分の 1 以内	合わせて最大 7,200 枚まで
マガキ用ホタテ ガイ殻(バラ)	1 枚		
シングルシート 種苗(中間育成貝 を含む。)	1,000 個	2 分の 1 以内 (10,000 円/1,000 個を上限)	最大 20,000 個まで

2 前項の補助金の合計金額に1,000円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てるものとする。

3 消費税及び地方消費税、送料並びに梱包費等は補助対象外とする。

4 補助金の交付は1交付対象者につき、各品目それぞれ1回までとする。

(交付の申請及び実績報告)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、二倍体マガキ種苗のみを購入する場合は志摩市マガキ稚貝等購入補助金交付申請書兼実績報告書(二倍体のみ購入用)(様式第1号)を、三倍体マガキ種苗等を購入する場合は志摩市マガキ稚貝等購入補助金交付申請書兼実績報告書(三倍体等購入用)(様式第1号の2)に市長が別で指定する書類を添えて市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定及び交付確定)

第6条 市長は前条の規定により申請書の提出があったときは、その可否を審査の上、適当であると認めたときは、申請者に、志摩市マガキ稚貝等購入補助金交付決定通知書兼交付確定通知書(様式第2号)により通知する。

(補助金の交付)

第7条 補助金の交付は、交付すべき補助金額を確定した後、申請者から志

摩市マガキ稚貝等購入補助金交付請求書(様式第3号)により請求を受けて行うものとする。

(交付決定の取消し)

第8条 市長は、補助金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱に定める補助金の交付要件を欠くに至ったとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) 前2号に定めるもののほか、市長が相当の理由があると認めるとき。

(補助金の返還)

第9条 市長は、補助金の交付の決定を取り消したときは、規則第14条の規定により、既に交付した補助金の返還を求めるものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

